

公益社団法人日本観光振興協会会費規程

平成 30 年 3 月 23 日制定
令和 6 年 10 月 1 日改定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本観光振興協会定款第 8 条に定める会費について必要な事項を定める。

(入会金)

第 2 条 本会に入会を希望する者は、入会金を納入しなければならない。
2 入会金は、総会において別途定める額とする。

(会費)

第 3 条 会員は、入会以後、毎年年会費を納入しなければならない。
2 年会費は、総会において別途定める額とする。

(会費の使途)

第 4 条 前条の会費は、毎事業年度における会費総額の 5 割以上を定款第 5 条に定める事業費に使用する。

(会費の納入時期)

第 5 条 会費の納入は、年 1 回とし、毎年 10 月末までに納入することとする。
ただし、新規会員は入会時に納入することとする。

附則

この規程は、公益社団法人日本観光振興協会の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日以降に入会申込書を提出した団体から適用する。